

# 永年会員に対する記念品の贈呈について

永年会員に対する記念品の贈呈については、毎年6月30日と12月31日基準で永年会員（通算で15年・25年・35年に達した方）となられた方を対象に記念品を贈呈しております。

いったん退会した会員でも、再加入したことにより通算で15年・25年・35年に達した方も対象としております。再加入で対象となる方は、通算の在会年数を把握できておりませんので、ご本人及び現在会施設からの「共済会加入期間通算依頼書」が必要となります。

通算依頼書については、ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出をお願いいたします。（通年受付しております）

ホームページアドレス：<https://www.kyosaikai.or.jp/>

ホーム内の「福利厚生事業申込様式」をクリックしてください。

## ※ご注意

- 平成15年1月以降に退職された場合は、共済会に履歴がございますので、在会を証明する書類の添付は不要です。
- 平成15年1月より前に退職されていた場合は本会で確認できません。その場合、退職された法人へ、在会していたことを証明する書類をお願いすることになります。

## 記念品贈呈のスケジュール

- 1月初旬 集計・準備
- 1月末 今回対象者リスト発送（施設長宛）
- 2月初旬 記念品発送（施設長宛）
- 2月初旬～ 記念品受領書（ハガキ）回収

※対象者から「記念品受領書」（ハガキ）を回収させていただきます。

※12月末時点で退職されている方（脱退届ご提出済みの方）は、脱退届記載の住所に記念品請求書をお送りし、お受け取り住所等を確認の上、順次発送いたします。



## 大阪民間社会福祉事業従事者共済会 永年会員に対する記念品贈呈規程

### （目的）

1. この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という。）の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。

### （永年会員）

2. 永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。

- (1) 共済会会員として通期で15年に達した者
- (2) 共済会会員として通期で25年に達した者
- (3) 共済会会員として通期で35年に達した者

ただし、再加入期間も通期に含めることができる。

### （記念品）

3. 記念品の額は、次の表に定める基準とする。

永年会員	記念品
15年に達した者	50,000円相当の記念品
25年に達した者	70,000円相当の記念品
35年に達した者	100,000円相当の記念品

### （贈呈の方法）

4. 記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。

## とんぼりリバークルーズ乗船引換前売券

券面に「記載の有効期限内」とございますが有効期限の表示がされておられません。

お申込時にご案内しております、2025年9月末日までにご利用をお願いします。

2025年9月末日以降もご利用いただけることを確認しておりますが、運営会社（一本松海運株式会社）の前売券の取り扱い方法が変更されますと、ご利用できなくなり、当会でも対応できませんので、お早めにご利用ください。